

富良野市戦略的広報展開業務委託 仕様書

1. 目的

地域住民が自分たちの住む地域の魅力を再認識し、地域への関心と愛着を深め、様々な活動に参加するきっかけとなるよう、富良野市の魅力・120年に及ぶ本市の歴史・まちづくりに関する情報を掲載した冊子を制作し、フリーペーパーとして市内の公共施設や民間事業者のほか、道内外に配布する。

2. 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日まで

3. 業務の概要

(1) フリーペーパーの規格

① 媒体

A4版、オール4色カラー、中綴じ製本、表紙（コート紙 135kg ニス引き加工）、
本文（マットコート紙 70kg）

20,000部

本文の全体ページ数 68～84 ページのうち、本文 52 ページ分に掲載。

※その他の本文ページは掲載料金を充てた民間事業者を紹介する内容とする。

② 配布先

20,000部の内 15,000部以上を下記の配布先に配架すること。その際、受託者が配布先へ配架設置の事前承諾を得て配布すること。

市内／市役所、図書館、コンシェルジュフラノ、フラノマルシェ、公共施設、観光業者
道内／道の駅(55カ所以上)、JR 駅、郵便局、フェリー・バス・空港、レンタカー会社、
観光施設、サービスエリア、パーキングエリア
道外／観光施設、観光業者

(2) 掲載内容

- 開庁 120 年の歴史、地域の特産品や魅力の紹介
- イベント、物産、観光、飲食店の紹介
- 新たな原動力となっている人物の紹介
- 移住と子育てに関する支援情報、高校の紹介、文化・スポーツクラブの紹介
- まちづくりの関心を高める取り組みの内容

(3) 企画・提案

- 本市の魅力・歴史・まちづくりに関する情報を分析して要点をまとめ、独自性、具体性、話題性のある企画を提案すること。
- 地域の素材を情報収集し、富良野市から提供されるデータや公開されているデータを活用するなど、富良野市のことをある程度知っている人でも関心を持つような深く掘り下げた企画を提案すること。
- 単なる説明だけでなく、インタビュー、写真、イラストを取り入れ、関心のないテーマでも興味を持たせる工夫をすること。
- 共創のまちづくりを可視化するため、掲載内容に関連のある民間事業者を紹介し、協賛関連記事として掲載料金を負担してもらえるような企画を提案すること。その際、公共性が高い配布物であるため、地域貢献の要素を入れるなど、営業行為に偏りすぎないよう掲載内容に配慮すること。
- 富良野市に関心が高い人が入手でき、地域の魅力発信効果が最大化する配布先提案をすること。

(4) 業務内容

取材・撮影・編集・デザイン・印刷・配布に対して臨機応変に対応し、提案した企画を実現するための専門知識や経験のある人員を配置すること。

(業務内容)

- 方向性の指示、進行管理
- 企画プランニング、キャスティング
- 原稿チェック、成果物チェック
- 写真撮影
- 執筆、校正、校閲
- デザインプラン、デザイン校正

(人員配置の一例)

- 総括責任者
- 企画立案責任者
- 編集責任者
- カメラマン
- ライター
- デザイナー、イラストレーター

- | | |
|--------------------|---------|
| • 情報収集、広告主営業、広告料実務 | 広告営業担当者 |
| • 印刷製本、配布先営業、配布 | 印刷配布担当者 |

4. 契約に関する条件等

(1)再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、富良野市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2)成果品及び著作権

- 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに富良野市に無償で譲渡するものとする。
- 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 再編集可能な電子データ（adobe製品のデータ形式）を納品すること。

(3)機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4)個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、富良野市個人情報の保護に関する条例を順守しなければならない。

(5)その他

- 月1回以上の定期編集会議を対面で実施し、円滑な業務の遂行に努めること。
- 上記に記載した業務内容に係る費用は（業務委託期間のイベントなどにおける取材・撮影・編集・デザイン・印刷・配架設置の事前了承・配布先への送料に関する費用を含む）、本業務の委託費に含まれるものとする。
- 仕様書にない項目で疑義が生じる場合は、必要に応じて協議し決定する。

5. 担当部局

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号 富良野市役所 総務部企画振興課

電話：0167-39-2304（直通） 電子メールアドレス：kikaku-ka@city.furano.hokkaido.jp